街頭防犯カメラの維持管理費用の一部を助成します！

福岡市街頭防犯カメラ補助金（維持管理費補助金）

制度概要

補助対象団体　自治協議会、自治会・町内会等

補助対象経費　防犯カメラの維持管理費用
※電力会社と「定額電灯（小型機器）」の契約種別で契約しているもの

補助金額　防犯カメラ１台あたり3,000円/年
※年度当初時点において維持管理している防犯カメラが対象

手続きの流れ

交付申請

提出書類　①福岡市街頭防犯カメラ補助金交付申請書（維持管理費補助金）
②電力会社等発行の電気料金の請求書又は領収書の写し
③設置箇所及び撮影範囲を明記した図面（※）
④維持管理している防犯カメラの現況写真（※）
⑤団体規約及び役員名簿
⑥その他市長が指示する書類

（※）以下に該当する防犯カメラの場合は省略することができます
・福岡市街頭防犯カメラ設置補助金の交付を受けて設置した防犯カメラ

実績報告

提出書類　①福岡市街頭防犯カメラ補助金実績報告書（維持管理費補助金）
②その他市長が指示する書類

申請書類等の提出窓口

東区役所	総務課	電話番号	092-645-1038
博多区役所	総務課	電話番号	092-419-1044
中央区役所	総務課	電話番号	092-718-1056
南区役所	総務課	電話番号	092-559-5063
城南区役所	総務課	電話番号	092-833-4055
早良区役所	総務課	電話番号	092-833-4304
西区役所	防災・安全安心室	電話番号	092-895-7037

Q＆A

Q1　補助上限台数は設けていますか？

上限台数は設けておりません。

Q2　補助金の交付条件はありますか？

以下の要件を満たす必要があります。
①特定の場所に常設し、常時録画する機能を有するカメラであること
②道路等の公共空間を撮影区域とすること
③防犯カメラを設置している旨を表示すること
④防犯カメラ設置場所の所有者等から許可を得ること
⑤「管理運用責任者」及び「操作取扱者」を指定すること
⑥街頭防犯カメラ管理運用規定を策定すること
⑦画像の保存期間は30日以内とし、経過後は消去すること
⑧第三者へ画像を提供しないこと
⑨福岡市街頭防犯カメラ補助事業管理運用要綱を遵守すること

Q3　補助金を防犯カメラの電気代以外に充ててもいいですか？

電気料金以外の点検、保守等、防犯カメラの維持管理費用であれば
問題ありません。

補助金制度に関する問合せ先

福岡市市民局防犯・交通安全課
電話番号：092-711-4054
E-mail：bouhankotsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp